# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
4	軽自動車税事務 基礎項目評価書	

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美郷町は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

美郷町長

#### 公表日

令和6年12月25日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1 闵廷阴拟						
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	軽自動車税事務					
②事務の概要	・地方税法に基づき、軽自動車の所有者若しくは使用者に対し軽自動車税税額を算出し賦課している。 ・住民等からの申請に基づき、軽自動車税種別割情報から納税証明書・標識交付証明書・廃車済書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①軽自動車台帳の管理 ②軽自動車税の賦課・徴収 ③納税証明書、標識交付証明書、廃車済書の発行なお、これらの事務に関して、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会を行う。					
③システムの名称	軽自動車税システム、中間サーバー、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、 滞納管理システム					
2. 特定個人情報ファイル	ž					
軽自動車税情報ファイル、収納	情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表24の項					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし(行わない) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	税務課					
②所属長の役職名	税務課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	美郷町総務課 情報公開・個人情報保護担当 019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 問い合わせ先電話番号 0187-84-1111					
8. 特定個人情報ファイルの	・ の取扱いに関する問合せ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
連絡先	美郷町総務課 情報公開・個人情報保護担当 019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 問い合わせ先電話番号 0187-84-1111					
9. 規則第9条第2項の適用	目 ]適用した					
適用した理由						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未满 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	16年12月25日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和6年12月25日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

#### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎	項目評価書	]		<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価	も 書及び	重点項目評価書 全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施されている。	施機関については、それ	ぞれ重点項目評	価書又は全耳	<b>頁目評価書において</b>	て、リスク	7対策の詳細が記載	
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を除	<b>&lt;.</b> )			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	3 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	5 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[ 0	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた提供	を除く。)	[ 0	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接	続しない(入手)	1	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分であっ	3 ]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 理題が残され			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>					
判断の根拠	マイテンハー利用事務にあけるマイテンハー登録事務に除る機断的なガイトラインに使い、次の留息事項等を遵守しており、住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を基本としているため、「十分である」と考えられる。					
9. 監査						
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
判断の根拠	軽自動車税システムにアクセスできる担当者を限定し、パスワード管理していることに加え、当該担当者 が離席する場合にはログアウト状態にするようにしているため、「十分である」と考えられる。					

#### 変更箇所

変更箇所								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
平成28年4月1日	評価実施機関における担当 部署	税務課長 藤田 信晴	税務課長 齊藤 敦子	事後				
平成28年8月22日	個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一(16の項)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) -番号法第9条第1項 別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) -別表第一省令第16条	事後				
平成28年8月22日	情報提供ネットワークシステム による情報連携②	番号法第19条第7号 別表第二(26、27、28、29 の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】なし、(軽自動車税事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 第一個情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるも行政手続に計る特定の個人を識別するための者号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	事後				
平成30年4月27日	評価実施機関における担当	税務課長 齊藤 敦子	税務課長 小田長 光仁	事後				
令和1年12月6日	II しきい値判断項目 1.対 象人数 いつの時点の計数か	平成26年11月28日 時点	令和1年12月6日 時点	事後				
令和1年12月6日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつの時点の計数か	平成26年11月28日 時点	令和1年12月6日 時点	事後				
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後				
令和6年12月25日	個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の16の項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第16条		事後				
令和6年12月25日	情報提供ネットワークシステム による情報連携②	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二【情報提供の根拠】なし(軽自動車税事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)【情報照会の根拠】第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第一欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)行政手続に計ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	借予広系19米第6号に参 八土物省市第2米の 表 48の項	事後				
令和6年12月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対	   令和1年12月6日 時点	令和6年12月25日 時点	事後				
令和6年12月25日	象人数 いつの時点の計数か Ⅲ 2. 取扱者数 いつの時点 の計数か	令和1年12月6日 時点	令和6年12月25日 時点	事後				
令和6年12月25日	の計数が IV8. 人手を介在させる作業	項目なし	内容を記載	事後				
令和6年12月25日	Ⅳ11. 最も優先度が高いと考 えられる対策	項目なし	内容を記載	事後				
	75-245-の人) 米							